

令和5年9月29日改正

第1章 はじめに

3 基本指数の設定 (2～5ページ) について、④農用地利用集積目標、⑥農業経営と農地の効率的かつ総合的な利用、⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標及び農業経営の指標、⑨ 農業を担う者の確保及び育成に関する事項、⑩ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項について変更・追記した。

第1章 はじめに

1、2 略

3 基本指数の設定

①～③略

④農用地利用集積目標

平成30(2018)年現在の認定農業者の集積面積は39.6haであり、農地面積137.3haに対する集積率は28.8%となります。「中核的な農家」の農地面積は、戸当たり農地面積64.8a(平成27(2015)年農林業センサス)に60戸を乗じると38.8haとなることから、農地面積の目標118haに基づき、平成35(2023)年度の農用地の利用集積目標は32.9%と設定します。

~~なお、農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進事業」及び「農地利用集積円滑化事業」については、市域全域が市街化区域であるため、該当しません。~~

また、面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

⑥農業経営と農地の効率的かつ総合的な利用

農産物の販売では、都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に市内流通を促進します。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減及び家族経営協定の締結等による家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

さらに、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じ、(ア)地域の地理的自然的条件、(イ)営農類型の特性、(ウ)農地の保有及び利用状況、(エ)農業者の意向を踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しします。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、経営規模の拡大を目指す認定農業者等には都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地の貸借制度を活用して農地の集積を促進する等、担い手が農業経営の改善

を計画的に進めるための措置を必要に応じて行います。

⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標及び農業経営の指標

(イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団および東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

⑨ 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

⑤から⑧に挙げる取組みのほか、本市の農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東京都中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組めます。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組めます。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう関係機関と連携し、必要な情報の提供等の支援を行います。

また、JA 東京みらいと連携して就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営改善支援センターへ情報提供し、農業委員会等の関係機関と連携して就農後の定着に向けて必要なサポートを行います。

⑩ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進事業」については、市域全域が市街化区域であるため該当しません。